

**旧足助町教職員住宅解体事業
(設計・施工一括発注方式)
要求水準書**

令和8年7月
豊田市建築事業推進課

1 適用

本水準書は、豊田市（以下「市」という。）が発注する「旧足助町教職員住宅解体事業」（以下「本事業」という。）に適用する。

本事業は、設計・施工一括発注方式による性能発注であり、本事業を完遂するために必要とされる事項及び事業の性質上当然必要と思われるものについては、本水準書に明記されていない事項であっても、本事業受注者（以下「受注者」という。）の発案に基づき実施するものとする。

また、本水準書は、市が受注者に要求する内容及び受注者が満たすべき質の最低限の水準を示すものであり、受注者が、本書に示す水準を上回る水準で業務を実施することを妨げるものではない。

入札にあたっては、本水準書及び現場を熟覧の上で応札すること。

2 事業概要

(1) 名称

旧足助町教職員住宅解体事業（設計・施工一括発注方式）

(2) 概要

本事業は、旧足助町教職員住宅の敷地内の建物、構造物等を解体・撤去する事業である。

(3) 実施場所

豊田市足助町井本1-4

(4) 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月12日まで（約7か月）

(5) 敷地情報（参考）

項目	規制等
敷地面積	207㎡（公簿面積）
都市計画区域	都市計画区域外
砂防指定地	指定なし
急傾斜地崩壊危険区域	指定なし
土砂災害警戒区域	指定あり
土砂災害特別警戒区域	指定なし
国定公園	指定なし
保安林	指定なし
埋蔵文化財包蔵地	指定あり（久井度遺跡）
土壌汚染	なし

※上表は参考のため、解体工事、及び跡地整備に係る規制等は実施設計段階で詳細に調査、確認のうえ、許認可や届出等が必要な場合は、受注者の経費負担により代行し、適切に事業を実施すること。

(6) 解体・撤去処分対象施設 ※別紙 1-1 及び別紙 1-2 参照

番号	建物・構造物	規模、構造等	設置年
①	旧教職員住宅	建物鉄骨造 4 階建て延べ 309 m ² (1~4 階 77.25 m ² ・計 8 戸)、基礎杭無し ※建設時の図面有り、貸与可	H3
②	浄化槽	小型合併処理・接触ばっ気式・30 人槽	H3
③	受水槽	FRP 製、基礎、電気・給排水配管撤去含む	H3
④	汚水枡	コンクリート製	H3
⑤	散水栓		H3
⑥	排水側溝	コンクリート製 (U240、L=約 60m、蓋つき)	H3
⑦	雨水枡	コンクリート製	H3
⑧	引込柱	コンクリート製、高さ地上約 10m	不明

【共通事項】

- ・建物内部の一般廃棄物（移動可能な備品類等）は解体着手前までに市で処分する。
- ・建物解体は、基礎、土間、犬走り、地中配管等を含む。
- ・建物への電気配線は、敷地内はすべて撤去する。なお、事前に市で引き込み線を撤去し、解体時には施設は通電していない状態とする。
- ・建物への給水設備は、既設メーターボックスを残し、敷地内の配管はすべて撤去する。なお、現在は、使用中止中のため、工事時の散水等で使用する場合は、市と協議すること。
- ・市が事前に行ったアスベスト含有可能性建材の分析調査結果は、「別紙 4」のとおりであり、記載以外にアスベスト含有の可能性のある建材は、「みなし含有」として適切に撤去処分する。（受注者が分析調査を行う場合の取り扱いは、4（2）イによる。）
- ・対象建物・構造物の解体作業は、市が事前に借地した建物東側隣接地（足助町井本 3-2、3-3、4、5、8-2 の各一部/約 600 m²/別紙 2 参照）を利用して行う。

(7) 残置対象施設 ※別紙 1-1 及び別紙 1-3 参照

番号	建物・構造物	規模、構造	残置範囲
㊦	敷地周囲擁壁 (フェンス付き)	擁壁：コンクリート製 (H = 1.35m ~ 1.80m、L = 約 40m) フェンス：スチール製 (H = 約 1m、L = 約 30m)	敷地外周部全て
㊧	給水メーターボックス		メーターから敷地側は全て撤去

(8) 解体後の整備

- ・敷地内の水たまり防止対策として、勾配を工夫した整地等を施す。詳細は、4(2)工、4(3)オによる。

3 関係法令等の遵守

(1) 関係法令等

本事業の遂行に際しては、以下の関係法令、要綱等の最新版を遵守する。

以下に関連する法令等を記載するが、記載の有無に関わらず本事業に必要な法令等の規制を遵守する。

- 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- 2) 環境基本法（平成5年法律第91号）
- 3) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 4) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 5) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- 6) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- 7) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- 8) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 9) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- 10) 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）
- 11) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- 12) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- 13) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- 14) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- 15) 建築士法（昭和25年法律第202号）
- 16) 建設業法（昭和24年法律第100号）
- 17) 消防法（昭和23年法律第186号）
- 18) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- 19) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- 20) 計量法（平成4年法律第51号）
- 21) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
- 22) 文化財保護法（昭和25年法律第244号）
- 23) 宅地造成及び特定盛土等規制法
- 24) 景観法（平成16年法律第110号）
- 25) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）
- 26) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）

- 27) 石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）
- 28) 石綿含有廃棄物等処理マニュアル（環境省）
- 29) 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（環境省）
- 30) アスベストモニタリングマニュアル（環境省）
- 31) 建築物解体工事共通仕様書
- 32) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気工事編、機械設備工事編）
- 33) 建設工事安全施工技術指針
- 34) 建設工事公衆災害防止対策要綱
- 35) 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針
- 36) 建設副産物適正処理推進要綱
- 37) 日本産業規格（J I S）
- 38) 愛知県建築基準条例
- 39) その他関係する法令規制・基準及び市の指示するもの

（2）官公庁等への申請・届出手続

本事業の実施にあたり、法令等で規定されている申請・報告・届出等は、全て受注者の経費負担により代行する。

なお、これらの諸手続きに際しては、あらかじめ市へ書類を提出し承諾を受け遅滞なく行う。

4 業務内容

（1）共通事項

ア 配置技術者等

受注者は、実務経験が豊富で、本事業で生じる課題や市の要望に対し、的確な判断が可能な者を配置する。

- （ア）設計・工事監理を担当する管理技術者は同じ者とし、一級建築士、又は二級建築士で、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造で、地上 3 階建て以上又は高さ 10メートル以上の建築物の解体に関する知見を有する正社員を配置する。
- （イ）施工を担当するものは、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造で、地上 3 階建て以上又は高さ 10メートル以上の建築物の解体工事を主担当で関与した実績を有し、かつ、本事業の規模等に適した資格（解体工事施工技士等）を有する正社員を配置する。
- （ウ）本業務を円滑に実施するために、業務内容と業務進捗を正確に把握し、市との連絡調整を適時に行うことができる現場代理人（通常工事の現場代理人と同じ）を選定する。現場代理人は、グループの場合は代表構成員の正社員から選出し、（イ）と兼務してもよい。

イ 業務計画書等

- (ア) 受注者は、契約後、5日以内に、業務実施方針、本事業の実施体制（協力会社・協力者名、役割、資格名・資格者証の写し等）、業務工程表、及び上記の配置技術者（資格、経歴等が確認できる資料の写し）を記した「業務計画書」を市に提出する。
- (イ) 本事業の実施体制における協力会社については、地元企業を積極的に選定する等、地域経済の活性化への貢献に配慮する。

ウ 業務の進め方（日程調整、実施報告）

- (ア) 業務を適正かつ円滑に実施するため、現場代理人と市監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すとともに、適時、実施状況を報告するものとし、その内容については、その都度、書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (イ) 上記以外に、近隣への対応、当該所轄官庁への許可申請、届出、協議等を行った場合には、その打合せ議事録等を作成・保管し、市からの指示があるときには、当該打合せ議事録等を提出する。

エ 事業関連資料等の取扱い

- (ア) 公告時に提示した資料以外で、市が提供する資料等は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意する。
- (イ) 受注者は、提供された資料等を本事業に係る業務以外で使用しないこととし、不要になった場合には、速やかに返却する。
- (ウ) 提供した資料等を複写等した場合には、内容が読み取られないように処理した上、上記の返却時までにはすべて廃棄する。

オ 予想されるリスクと責任分担

- (ア) 本事業における市と事業者の責任分担は、リスク分担表（別紙5）とし、予想されるリスクへの対応策について、あらかじめ十分な検討を行い、事業期間中に発生したリスクに対して的確に対応できる方策を講じる。

(2) 設計業務

ア 許認可等申請

- ・解体工事、跡地整備等に必要な、法令等に規定する許認可・届出・報告・協議などを関係機関と行う。これらの諸手続きに際しては、あらかじめ市へ書類を提出し承諾を受け、遅滞なく行う。
- ・申請書、届出書等は手続き完了後に、その写しを「総合施工計画書」に添付し、副本（原本）等は、事業完了時に市に提出する。

イ アスベスト事前調査

- ・解体対象施設における石綿含有建材の事前調査を有資格者（特定建築物石綿含有建材調査者又は一般建築物石綿含有建材調査者）が行う。
- ・石綿含有可能性建材について、市が実施した事前調査（別紙4）以外に、石綿含有の可能性のある建材がある場合は、定性分析調査を行うかみなし含有撤去処分とするかを整理し、「アスベスト事前調査結果報告書」を市に提出するとともに、石綿事前調査報告システムで報告を行う。このうち、定性分析調査を行う場合は、分析調査結果を市に提出する。なお、原則、このことに関する契約変更は行わない。

ウ 解体工事施工計画

- ・解体工事の実施については、建築物解体工事共通仕様書（令和5年版/国土交通省大臣官房営繕部監修）に準拠し、施工計画の立案にあたっては、設計者・施工者の知見により、効率的・合理的、かつ安全・確実な作業実施手法を立案する。
- ・工事の着手に先立ち、施工管理体制、事故防止及び環境保全に十分配慮した解体工法・計画、仮設計画、実施工程表、濁水流出防止計画、建設副産物の処理等についての施工の具体的な計画、石綿含有建材調査結果に基づく解体処分方法を定めた「総合施工計画書」を作成する。
- ・総合施工計画書の記載項目は、上記のほか、「工事の留意点（建築）（1-5-1）（豊田市技術管理課 HP 参照）」による。
- ・施工計画の立案にあたっては、近隣小学校の児童の登下校や、近隣住民、前面道路を使用する通勤・通学者の安全確保を徹底する。
- ・解体作業に伴う騒音対策や粉塵等の飛散防止対策のために、建物周囲は適切な養生（防音シート又は防音パネル）を行う。また、市が事前に借地した東側隣接地（別紙2）を含む対象事業地の外周部には、災害防止のため、適切な仮囲い（パネルフェンス等）と、道路からの出入り口に適切な侵入防止ゲートを設置する。
- ・特に、解体建物の西側隣接地には、既存の居宅が近接しているため、徹底した騒音・振動対策と、粉塵等の飛散防止対策を行うこと。

エ 跡地整備の設計

- ・解体した跡地は、敷地周囲（4周）にU字側溝（U-240 蓋無し）と、敷地の4隅に集水柵（360角・蓋つき）を設置のうえ、現場発生土で敷き均しのうえ、再生砕石（RC-40・t=150）で敷き均し転圧を行う。（側溝・集水柵は、既存の位置に設置すること。）
- ・解体した跡地は、水たまり防止のために、勾配を工夫して整地し、新設する排水側溝に排水するよう、設計図面に反映する。集水柵から敷地外への排水は、既設の排水管を使用する。

オ 業務実績情報の登録

- ・受注者は公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録す

る。(設計業務、工事監理業務を登録すること。)

- ・業務実績情報への登録は、登録内容について、あらかじめ監督員の確認を受けた後、業務完了検査後速やかに登録の手続きを行うとともに、登録が完了したことを証明する資料を監督員に提出しなければならない。

(3) 施工業務

ア 施工条件

(ア) 共通仕様書

- ・解体工事の実施については、建築物解体工事共通仕様書（令和5年版/国土交通省大臣官房営繕部監修）に準拠する。

(イ) 作業日時等

- ・行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日は施工しない。（「土・日曜日」の「週休2日指定」とする。）
- ・作業時間は、平日の午前9時から午後5時までとし、夜間の施工は行わない。

(ウ) 安全確保等

- ・工事期間中は、気象予報又は警報等に注意を払い、工事の施工に伴う災害防止及び環境の保全に努める。
- ・工事実施場所において、「大雨警報」「洪水警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪特別警報」「土砂災害警戒情報」「矢作川はん濫注意情報」、「南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒）」の発表や、「市内で震度4以上を観測」、その他局地的に災害の発生が予想される場合は、必要な災害防止対策を行ったことを市監督員に報告する。
- ・工事現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法規に従って行う。
- ・工事期間中は、通行者、近隣住民等に対する安全確保を最優先し、工事用車両の出入りに対する交通障害、安全の確認等、構内及び周辺の危険防止を徹底するとともに、必要に応じて交通誘導員を配置するなど、安全性の確保に配慮する。
- ・工事用車両の搬出入は、朝夕の通学、通勤、通園の時間帯を避けて行い、それ以外の時間帯においても低速で通行するなど十分注意する。
- ・本工事の施工に際しては火災保険等に参加し、契約書の写しを「総合施工計画書」((2)ウ)に添付し、市に提出する。
- ・火気使用や火花の飛散等、火災の恐れのある作業を行う場合は火気取り扱いに十分注意し、火災防止に有効な材料等で養生するほか、消火器等を作業場所周辺に設置し、火災防止の徹底を図る。
- ・工事期間中に事故、火災等が発生した場合には、直ちに監督員に報告するとともに、豊田市公共工事事故対応マニュアル（豊田市技術管理課 HP（工事関係書類書式））に基づき「事故速報」「事故報告書」を監督員に速やかに提出する。

- ・近隣住民等から苦情等があった場合は直ちに作業を中止し、速やかに監督員に報告する。作業の再開はしかるべき対策を講じたうえで監督員の承諾を得てからとする。

(工) 現場掲示物等

- ・工事現場に工事用看板等により、工事概要、 施工体系図、 緊急連絡先等を掲示する。
- ・工事期間中は、工事現場に常に工事記録を整備する。

(オ) 写真

- ・施工中は、工事の進捗状況の写真を撮影する。
- ・特に、建物基礎や電気・給排水配管など、地中構造物を確実に除去したことを鮮明に撮影する。

(カ) 養生・復旧

- ・2（7）残置対象施設は、工事中に破損の無いよう適切に養生する。残置対象施設は、工事着手前に写真撮影を行う。
- ・解体対象物以外の既存構造物等を破損した場合は、受注者の責により復旧・復元する。

(キ) 散水等

- ・工事中は、周囲へのほこりや飛散抑制のために、適切な養生、仮囲いを行い、特に解体工事中は適切に「散水」を行う。
- ・既存の水道を利用する場合は、市と協議調整のうえ、許可を得る。この場合、基本料金及び利用料金は事業者が負担する。

(ク) 電気・ガス

- ・電力及びガスを利用する場合は事業者が確保する。

(ケ) 濁水流出防止対策

- ・工事期間中は、周辺への濁水流出防止を徹底する。なお、水質保全に係る関係団体（矢作川沿岸水質保全対策協議会、矢作川漁業協同組合及び巴川漁業協同会）との協議が必要となる場合は（2）アの通り対応し、必要な濁水流出防止対策が生じれば総合施工計画書（（2）ウ）に反映する。なお、このことに関する契約変更は行わない。

(コ) 消防本部訓練

- ・令和8年8月までの期間に、市消防本部がブリーチング訓練、救助訓練等で本施設を利用する予定がある。現場における作業は、訓練場所との重複を避ける等の

調整をする。

(サ) 管理・清掃

- ・工事期間中は、善良なる管理者の注意義務をもって、事業地（市が事前に借地した東側隣接地を含む）等の管理を行う。
- ・作業用車両・従業員用駐車場、資機材置き場等は敷地内（市が事前に借地した東側隣接地を含む）限りとし、周辺の道路や他の敷地への駐停車等は厳禁とする。
- ・工事完了時は、工事区域（市が事前に借地した東側隣接地を含む）の工事仮設物を撤去し、清掃を行う。

(シ) 埋蔵文化財包蔵地

- ・当該事業地は、埋蔵文化財包蔵地に指定されているため、市文化財課が工事立会を行う予定がある。工事立会が必要な場合、市文化財課と工事立会日について調整する。
- ・工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、工事を一時中断し、監督員に報告する。

(ス) 東側借地について

- ・別紙2で示す範囲である。具体的な範囲については、事前に市と立会いを行い、市の指示を受ける。周辺の道路や他の敷地への駐停車等は厳禁とする。
- ・使用終了後、使用前と同等の状態に原状回復するものとし、その費用は受注者の負担とする。

(セ) 香嵐溪紅葉シーズンに伴う国道153号の渋滞

- ・11月中旬頃から12月上旬頃まで、香嵐溪紅葉シーズンに伴う国道153号の渋滞が発生し、工事車両の通行時間が通常より長くかかることが予想されるため、あらかじめ余裕を持った工事スケジュールを設定する。

(ソ) 事業損失防止調査

- ・解体工事完了後に事業損失防止調査（事後調査）を行う可能性があるため、受注者は調査に協力する。

(タ) その他注意事項

- ・仮設、施工方法、その他工事を行うために必要な一切の業務については、事業者が自己の責任において行う。
- ・施工の結果、入札時と数量の差異が生じた場合でも、契約の変更は認めない。

イ 工事实績情報システム（CORINS）への登録

- ・工事实績情報システム（CORINS）への登録は、登録内容について、あらかじめ監督員の確認を受けた後、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。ただ

し、期間には、行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号) に定める行政機関の休日は含まない。

- 工事受注時：契約締結後 10 日以内
- 登録内容の変更時：変更契約締結後 10 日以内
- 工事完成時：工事完成後 10 日以内

ウ 解体工事施工計画

- ・適切かつ合理的・効率的な施工計画を作成し、(2) ウに反映する。
- ・騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、悪臭、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞及びその他周辺地域や近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的な防止対策を立案する。
- ・特定建設資材等の再利用計画を作成し、(2) ア・ウに反映する。
- ・環境負荷低減に配慮した機材の使用に努める。
- ・足場等の仮設計画を立案し、計画図面を作成し(2) ア・ウに反映する。

エ 解体施工

- ・工事着手は、(2) ア～ウの設計業務検査の上、現場着工指示書を受領した後に行う。
- ・建物からの排水設備は、放流先まで撤去し、放流先が側溝の場合は、配管撤去後に補修する。
- ・建物基礎や浄化槽、地中の電気・給排水配管の撤去後は、残存物が無いことを証する写真を撮影し、埋め戻し前に工事監理者の立ち合い確認を受ける。
- ・建物基礎解体や浄化槽、土中の電気・給排水管撤去後の埋め戻しは、掘削土のうち良質な部分、又は改良土、若しくは良質土で、周囲の地盤高さまで、厚さ 30 cm以内毎に転圧し復旧する。

オ 跡地整備

- ・建物基礎や浄化槽の掘削、埋め戻し部や、跡地利用時に沈下や水たまりが生じる恐れのある部分は、整備後に不具合が生じないように改良又は置き換えのうえ、十分な締固めを行う。
- ・跡地は、再生砕石 (RC40・t150) で敷きならす。

(4) 工事監理業務

ア 一般事項

- ・解体工事の監理は、設計業務検査で市の確認を受けた設計図書、建築物解体工事共通仕様書(令和 5 年版/国土交通省大臣官房営繕部監修) に準拠して行う。
- ・工事監理者は、あくまでも、第三者の立場・視点に立って業務を遂行する。
- ・工事監理者は、施工の各段階において、使用資材の確認や施工状況の確認、施工試験、材料試験の立会・出来高の検査等を行う。

- ・解体工事における建物基礎や浄化槽、地中の電気・給排水配管、その他地中構造物の撤去後、埋め戻しの前に立ち合い確認を行い、埋め戻し前確認報告書に立ち合い時の写真を添付し監督員に提出する。
- ・工事監理者は、あらかじめ関係機関に行った法令等に規定する許認可・届出・報告・協議などについて、工事期間中及び工事完了後に必要な手続きを代行する。
- ・工事監理者は、上記の手続きを行う前に、あらかじめ監督員に書類を提出し承諾を受け遅滞なく行い、関係機関から発行された書類は、事業完了時に市に提出する。

イ 報告

- ・工事監理者は、工事期間中の毎月末に、事業の進捗と監理状況について、「工事監理報告書（月報）」を作成し監督員に提出する。
- ・工事監理者は、跡地整備の完了後、「跡地完成図」として設計完了した図面等を調製し市に提出する。（施工段階で変更が生じた場合は、次項による。）

ウ 設計変更

- ・工事の進捗に伴い、設計段階で想定していない事項等があった場合は、施工者と協議調整のうえ、最善の方策を整理のうえ、監督員と協議する。
- ・上記に伴い、設計変更が必要となった場合の契約金額の変更は、原則行わない。ただし、その要因が市からの新たな求めによるものや、解体・撤去処分対象施設に関連しない新たな地中障害物の出現など、当初の条件と大幅に乖離する場合は、契約約款の規定に基づき協議する。
- ・工事監理者は、跡地整備において、現地の状況等により設計完了した図面等から変更が生じ、監督員との協議が整った場合は、設計完了した図面等を修正し、最終的な完成図面を調製し、完了検査時に市に提出する。

(5) 検査・引き渡し

ア 検査時期

- ・解体工事完了時及び跡地整備完了時に、施工者検査と工事監理者検査を行い、契約書、本水準書を満たしていることを確認したうえで、「施工者検査結果報告書」と「監理者検査報告書」を市に提出する。
- ・受注者は、上記の検査の時期を事前に市に報告し、市は、上記の検査に立ち会うことができる。

イ 社内検査結果報告

- ・受注者は、上記アの検査による不具合の改善、修補が完了したことを確認した後、速やかに「社内検査結果報告書」を解体工事完了時と跡地整備完了時に、市に提出する。

ウ 事業完成届

- ・受注者は、跡地整備完了時の社内検査報告書提出時に、「事業完成届」を市に提出する。

エ 市の検査等

- ・(2) ア～エの設計業務が終了したときは、ア～ウ及びエが段階ごと完了した時点で発注者の確認を受けること。
- ・市は、「社内検査結果報告書」を受領した後、受注者立ち合いの下で検査を行う。
- ・受注者は、市の検査時に、施工記録（写真、竣工図、廃棄物処理関係資料等）等、検査に必要な資料を用意する。

オ 引き渡し

- ・受注者は、完成検査に合格したときは、引渡書を作成し、速やかに工事目的物を引き渡す。

5 一括再委託の禁止

- (1) 約款第24条に規定する「主たる部分」とは、設計・監理業務等における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受注者は、これを再委託できない。
- (2) 受注者は、コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など当該業務の付随的・補助的業務にあたらぬ簡易な業務の再委託に当たっては、市の承認を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により市の承認を得なければならない。
- (4) 受注者は、再委託先に対して本契約における受注者の義務と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負う。

6 事業スケジュール

受注者は、本事業の関係者と円滑な事業進捗を図り、下表の期日を目安とし、詳細工程は、「総合施工計画書」(4(2)ウ)により事業を進める。また、進捗状況は、監督員と適宜共有し、計画工程から1か月を超える遅延が生じる場合は、その事情と変更時期、適正な施工が実施できる根拠等について監督員の承諾を得る。ただし、事業完了期日については、豊田市設計施工契約約款に基づく市と受注者による協議が整った場合を除き、延長を認めない。

内 容	期 日
事業契約締結	令和8年8月上旬（予定）
関係機関等許認可（取得）等	～令和8年9月中旬
石綿調査（完了）	～令和8年9月中旬
総合施工計画書（承諾）	～令和8年9月下旬
解体工事	～令和9年2月下旬完了
事業完了	～令和9年3月12日

※事業完了は、事業に関連する関係法令の検査、及び事業者・発注者の検査と検査指摘事項の手直しがすべて終了し、翌日に引き渡しできる状態とする。

※事業契約締結より後の工程は、上表の期日より早期に進捗することに差し支えない。

7 提出書類等

受注者は、別紙6、その他、市が指示する必要な書類を適時提出する。